

令和 7 年 10 月 31 日
鹿 屋 市

懲戒処分公表

鹿屋市は、下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

事案の概要	○ 市長部局の男性主事が、令和 7 年 5 月 28 日、鹿屋市内の飲食店で飲酒后、自家用車を運転し、道路上の縁石に乗り上げ、停車した。その後、通報を受けた警察に職務質問等を受け、飲酒運転の疑いが発覚。 ○ 警察など関係機関による調査・手続を経て、令和 7 年 10 月 8 日に刑事処分が下され、令和 7 年 10 月 29 日に飲酒運転（酒気帯び）の行政処分が確定したことから本処分を行うものである。													
処分の時期	令和 7 年 10 月 31 日													
被 処 分 者 及び 処分の程度	<table><tr><td>所 属</td><td>市長部局</td></tr><tr><td>職</td><td>主事</td></tr><tr><td>性 別</td><td>男性</td></tr><tr><td>年 齢</td><td>20 歳代</td></tr><tr><td>処分の種類 及び程度</td><td>懲戒停職 6 月</td></tr><tr><td>処分理由</td><td>地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号</td></tr></table>		所 属	市長部局	職	主事	性 別	男性	年 齢	20 歳代	処分の種類 及び程度	懲戒停職 6 月	処分理由	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号
所 属	市長部局													
職	主事													
性 別	男性													
年 齢	20 歳代													
処分の種類 及び程度	懲戒停職 6 月													
処分理由	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号													

【問合せ先】総務課 人事研修係 （電話）0994-31-1127